

四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

四街道市営自転車等駐車場条例（昭和62年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中

一時利用	1回につき	原動機付自転車	200円	を
		自転車	100円	
	回数券（自転車 11回分）		1,000円	

一時利用	1回につき	原動機付自転車	200円	に
		自転車	100円	

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発行された回数券は、令和6年10月31日までの間、引き続き使用することができる。